

# 社会福祉法人西海市社会福祉協議会 理事及び監事候補者選出規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会定款第18条第1項に規定する理事及び監事の選出に関する事項について定めるものとする。

(理事候補者の選出区分)

第2条 理事は、次の選出区分から選出する。

| 区 分                  | 人 数 |
|----------------------|-----|
| (1) 民生委員・児童委員協議会の代表  | 1名  |
| (2) 福祉推進委員会の代表       | 1名  |
| (3) 社会福祉事業を行う施設の代表   | 1名  |
| (4) ボランティア活動を行う団体の代表 | 1名  |
| (5) 地域婦人会の代表         | 1名  |
| (6) 行政区長会の代表         | 1名  |
| (7) 行政職員             | 1名  |
| (8) 学識経験者            | 2名  |

(監事候補者の選出区分)

第3条 監事は、次の各号の者が含まなければならない。

- (1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 1名
- (2) 財務管理に関して識見を有する者 1名

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月5日から施行する。なお、社会福祉法人西海市社会福祉協議会理事並びに評議員選任規程は、この日に廃止する。